

環境審査顧問会水力部会

議事録

1. 日 時：平成24年12月19日（水）10：00～11：35

2. 場 所：経済産業省別館8階 825号会議室

3. 出席者

【顧問】

渡辺部会長、角湯顧問、川路顧問、清野顧問、河野顧問、関島顧問、日野顧問、水野顧問、村上顧問、山本顧問、

【経済産業省】

田所統括環境保全審査官、樫福環境審査班長、日野環境保全審査官、渡邊環境審査係

4. 議 題

環境影響評価準備書の審査について

九州電力株式会社 塚原発電所更新計画 環境影響評価準備書

5. 議事概要

(1) 開会の辞

(2) 配布資料の確認

(3) 九州電力株式会社 塚原発電所更新計画 環境影響評価準備書について、事務局から準備書の概要説明を行った後、質疑応答を行った。

(4) 閉会の辞

6. 質疑内容

<事務局から九州電力株式会社塚原発電所更新計画環境影響評価準備書の概要について、説明>

○顧問 どうもありがとうございました。

それでは、どこからでも結構でございますので、ご自由に質疑をお願いいたします。

はい、どうぞ。

○顧問 動物のところですが、哺乳類と鳥類についてコメントさせていただきます。

まず、クマタカですが、要約書でも書かれていますけれども、2つのペアがいると。繁殖地への影響として、2つのペアのうちのAペアについては、「対象事業実施区域は繁殖テリトリーに含まれていないことから、繁殖活動への影響は想定されていない」と書かれていますけれども、準備書の方をみると、8.1. 3-77 ページにクマタカの確認位置が出ています。このような準備書や評価書の中ではよく紹介される飛翔図ですが、水力などではかなり狭いので、その上空は飛翔していませんけれども、その近くにはかなりコアになっている高頻度利用域が配置されています。500mぐらいですかね、両方離れているのは。

そういったことからすると、クマタカへの配慮というのはすごく重要なのかなと思われると思います。ちょっと確認したいのですけれども、まず、この8.1. 3-77 ページの図の中に2つのペアがいるということなのですが、AペアとBペアという形で識別可能になっているのだとした場合に、AペアとBペアがどのように配置しているのかということと、営巣場所は確認しているということなのですけれども、それは非公開でいいと思うのですが、具体的に、この対象地を中心として、営巣地まではどのくらいの距離が離れているのかということについてお聞かせいただきたいと思います。

いずれにせよ、営巣地はちょっと下流側の方にあるようなのですけれども、かなり高頻度な利用域が事業対象地の周辺にあるということなのですが、その影響評価はもうちょっとしっかりやっていただきたいと思います。準備書の中でも、「Aペアは大型車両等が通行する環境に順応している」、「工事の実施及び施設の存在による繁殖活動への影響は少ない」という形で評価しているのですけれども、まだそのように予測できる根拠というのは余り多くないですし…。私も別のところの事業において、車両とか事業の内容によっては、クマタカの繁殖活動に影響を及ぼすことがあって、例えば、造巣抱卵活動に影響を及ぼすということが定量的に評価されているデータも知っていますが、そういう形で評価していくということが大事だと思います。

ですから、最初からこの環境になれているので影響はないという形で過小評価するのではなくて、できれば、「事業中のモニタリングを十分に行って適切な対処をとっていく」とか、そういう記述があってもしかるべきなのではないかと思います。

それから、同じくクマタカのところ、調査期間などが、この準備書の8.1. 3-76 ページでは、21~23年の3年間にわたって毎月調査をやられているようなのですけれども、その数ページ前に鳥類の調査スケジュールが書かれており、定点調査に関して毎月という形で書かれていません。そこの整合性がないように感じられたのですけれども、確認していただきたいと思います。

それから、平成 24 年は 5 月まで調査をやられています、その前の 22 年、23 年は一年中やっているのですけれども、5 月以降のデータはとられていないのかどうかの確認です。

この事業が認可されて行われたときに、現地検討委員会等を立ち上げて、クマタカの繁殖活動に対するモニタリング、それから、そこで専門家のアドバイスを受けるような体制がとられるのかどうかということもお伺いしたいと思います。

クマタカについては以上ですが、もう 1 点は哺乳類で、河川なので、カワネズミがすんでいると思うのですが…。九州なのでここに分布しているかどうかは分かりませんが、確認させていただきます。3-21 ページの表に既往の文献調査で動物相の概要が出ていますけれども、この 19 種の中にカワネズミは入っていないんですか。

○顧問 この間、初めて確認されたんです。宮崎県の方が何かに記録を出したんじゃないかな。たしか 1 例か 2 例しかないと思いますが、本当はもっといると思いますよ。

○顧問 いる可能性があったときに、調査方法として、8.1. 3-2 ページで、捕獲自動撮影でトラッピングを行っているんですね。その調査ポイントが 8.1. 3-3 ページに出ているのですが、河川から離れたところに調査ポイントが設置されています。その文献調査をやったときにはカワネズミの報告はなかったということで、それをターゲットにした調査になっていなかったと思うのですが、本来、もし生息している可能性があるのであれば、事業対象地の上流とか下流側の方の河川敷に捕獲調査を実施するような調査計画が必要なのではないかと感じました。

以上です。

○顧問 せっかくクマタカが出たので。私もまさに顧問の考えられているところを今指摘しようと思ったのですが、このクマタカの記述自体が、A ペア、B ペアと単なる記述に終わっていると、なかなか理解しにくいです。ですから、先ほど顧問が言われたように、何ゆえこの A ペア、B ペアというふうに判断できたのか、そしてその行動圏がどのようなのかなどをあらわすような具体的な図が欲しいですね。

特に、8.1. 3-77 ページの飛翔図などを見ても、通常感覚で言うと、対象事業実施区域の周りにいるペアと、右側に離れたところに集中的なところがありますけれども、そのペアで A ペアと B ペアだろうなという予測はつくのですが、じゃあ、対象事業実施区域の近くのペアの営巣場所はどこなのだろうというのは、まだ確認されていないと思うのです。

それで、2 ページ前の 8.1. 3-74 ページの調査位置を見ますと、どうも高頻度利用域をとり巻くような形で調査位置がとってあるということで、恐らくその中心地に営巣地があるのではなかろうかと。そういうことをかなり考慮した調査位置をとっているのではなかろうかというのは容易には想像できるのですが、そういったところを含めて具体的な図を

かいていただければなという感じがしました。

それから、ついでですけれども、先ほど調査期間の話が出ましたが、確かにクマタカに関しては非常に密に調査をやられていて、これは結構だと思えますけれども、一般の鳥類の調査では、8.1. 3-6 ページですが、ラインセンサスにしてもポイントセンサスにしても、1日ずつしかやっていないんですね。これで、その辺の鳥を調べて、その中で重要な種はこれだったと言うには、ちょっとお粗末かなという感じがします。

なぜかという、8.1. 3-10 ページに鳥類相の調査結果一覧というのがありますが、その中で、文献その他の資料調査では確認されていないのに、例えばミゾゴイは現地調査で確認された、アオサギも確認された、ミサゴ、ハチクマも確認されたというように、たった1日しかやっていないのに、現地調査でしか確認されていないのがこれだけ出てきているんですよ。それが恐らく現地調査をもっとやれば何かまた重要な種が出てくる可能性があるんじゃないかなと思わせるような結果になっていますので、その辺はちょっと考慮された方がいいかなということです。

それから、ついでですけれども、同じページの8.1. 3-6 表に、種の名前と併せて、サギ科であるとか、チドリ科であるとか、科の名前で出してあるのがありますが、これはやめた方がいいです。こういう科ぐらいでしか書かれていないような文献を引用すること自体、余り信用がおけない。

どうということかという、この文献その他の資料調査の合計が最後に出ていますが、これには、先ほど計算しましたけれども、科に○がついているものは計算されていないんです。されていないのに、わざわざ科で書いてある。例えば、8.1. 3-10 ページのちょうど真ん中あたりですけれども、チドリ目、チドリ科の種名は、現地調査でも文献でも何々チドリというのは確認されていないのですが、チドリ科というだけで○がついてある。これは1つの科が増えているということですから。これは非常に重要な表になると思いますので、その辺は書き方に十分考慮していただきたいということです。

以上です。

○顧問 ありがとうございます。

随分盛りだくさんになりましたけれども、よろしく願いいたします。

○経産省 たくさんご意見をいただきましたので、整理いたしまして、まず、そのデータがあるなとか、先ほどご指摘いただいたことを検討できるか、もしくは調査できるかとか、そういったところも含めまして、事業者の方へ確認いたしまして、早急に答えられるものは近日ご回答したいと思っております。

○経産省 先ほど、モニタリングの話と、モニタリング調査が1日というお話がありま

した。それについてちょっとご紹介させていただきます。

8.2-30 ページに環境監視という計画がございます。動物のところで、クマタカが監視計画の対象になっております。これを見ますと、冒頭、「事業者の行為により環境保全上特に配慮を要する事項が判明した場合には、速やかに関係機関と協議を行い、所要の対策を講じることとする」となっております。

それで、ご質問のクマタカですけれども、クマタカの生息・繁殖状況については、ここに書いてあるポイントセンサス法による調査を行うとか、調査時期については11月から5月までの月1回、これは現況調査では1日となっておりますけれども、ここでは3日間連続行うとなっております。学術的に非常に難しい分野ですので、実施内容によっては必要に応じて専門家の助言を得るという形になっております。

詳細については、また別途、資料をもちましてご説明させていただきたいと思っております。

○顧問 5月というのは、どういう形の区切りなのですか。この地域では繁殖期はもうそこで終わっているのではないか。クマタカの産卵は3月末ぐらいで、6月というのは結構微妙ですけれども、なぜ5月で終わってしまうのか。もし聞いていただけるようであれば。

○経産省 ご指摘ありがとうございます。遅くとも次回の部会までには、資料をもちましてご回答させていただきます。

○顧問 よろしいですね。

ほかに。

○顧問 植物について、予測の評価結果について、重要種のとりに扱いですが、いろいろな植物について移植をするということで、「適地に移植をする」という表現で記述されていますが、その適地の条件、移植を成功させるための基本的な条件は何が必要なのかということが、現地調査のところでは余り検討されていない。

ですから、どこにもっていくのかよく分からないし、適地の条件というのは何だろうかというのがこの記述では分からない。移植そのものの行為を成功させるためには、適地の条件というものを明確にさせていただくことが必要になってくるのではないかと思います。

恐らく、移植をする場合には、土壌を多目にもっていかないと、菌根等の共生菌がついていかないと、そういうことも成功を左右する条件になると思います。こういう重要種というのは全般的にそういう基本的な条件がほとんど調べられていないので、ちょっと大変かもしれないけれども、その辺を考慮して慎重に扱われることが望まれると考えます。

以上です。

○顧問 よろしいですか。

○経産省 はい。

○顧問 ほかに。

どうぞ。

○顧問 2年前に方法書で現地調査に伺ったときに、発電所から川下の次の発電所までの間が斜面の崩落で埋まっていたのを拝見しました。これは県が浚渫をする計画だということで、3-90ページを見ますとその河川整備計画が出ているのですが、ここのところを全部浚渫するとなると、河床の環境というのは今とは全く変わることになるわけですね。それを確認したいと思います。

それから、ダムには必ず維持水量というものが設定されているわけですが、それは何を基準に設定されているのか。魚であれば遡上するとか、魚の生態に合わせてそういうものが決められているのだろうと。私は詳しくは知らないのですが、浚渫が河床の生物環境に、例えば魚そのものではなくて、昆虫類であるとか、珪藻であるとかの餌になるようなものの環境にまで合わせて設定されているものなのか。その辺がよく分からないものですから、現地調査のときで結構ですから、そのことを教えていただきたい。

維持流量によっては、河床の広がり方は変わる可能性があります。潭々とたえられているか、ちょろちょろとしか流れないかで違います。そのような場合、保全に対するの考えを変えなければいけないのではないかなとお聞きいたしました。よろしくをお願いします。

○経産省 維持流量の設定の一般論についてご説明させていただきまして、この地点については具体的にどうかというかは、別途、資料をもって説明させていただきます。

一般論ですけれども、今、先生がご指摘されましたように、水生動植物の保障の観点からどのくらいの水位があれば良いかという観点、それから、水利用の観点から、飲料利用とか工業水利用とか、または水田利用、そのために必要な流量がどのくらいかと。さらに、景観の観点からみて、非常に難しい話ですが、例えば、この有名な、または目ぼしい橋から見たときに、景観上ふさわしい流れなのかどうかなどです。そういった要素がありまして、国交省が地元の地方自治体、または水利利用者と協議をして決めるということで、最終決定権は国交省が持っております。

ここの地点ではどうなっているかについては、遅くとも次回の水力部会までに資料をもってご説明させていただきたいと思っております。ありがとうございました。

○顧問 それで、耳川の最大低水位のときに一体どのくらいの水路の幅が確保できているのか。それも分かれば教えていただきたいと思います。

以上です。

○顧問 よろしいですか。

○経産省 はい、了解しました。

○顧問 現地調査のときで結構ですから。

○顧問 それでは、ほかに。

○顧問 大気関係ですけれども、方法書の段階から、今度は建設機械についても評価するという話になっていますが、工事用車両の評価と建設用車両の評価、この2つが独立に評価されていますけれども、工事期間中は恐らく両方が一緒に稼働しているはずなんですね。ですから、評価地点は違うけれども、工事用車両に対するバックグラウンドか、あるいは何かの形で建設用のものがきちんとそこに評価が入っていなければいけないので、両方をあわせたものを全体の濃度評価という形にしなければいけないのではないかと思うのですが、そこが分離していて全体的なことが分からないので、絶対量としては少ないかもしれないけれども、両方あわせたもので評価すべきではないかなと思います。その辺を聞かせていただきたいと思います。

○経産省 済みません、別途、また調べてご報告させていただきます。ありがとうございました。

○顧問 ほかに。

○顧問 騒音・振動関係で4点ほど指摘させていただきます。

まず、8.1. 1-55、260 ページです。ここには搬出入のときの道路交通騒音の予測式が書かれていますが、260 ページの下から幾つ目かに a と b という定数があります。この定数値だと定常走行区間というものを設定して計算をしているのです。いつも言うことですが、定常走行区間は自動車専用道路に使っていただきたい。この場合は一般国道ということですので、速度も遅いし、また、勾配もある。いろいろな状況を勘案すると、非定常走行の状態で計算をしてくださいという意見です。これが1つ目です。

2つ目ですけれども、その次の261 ページの一番上にありますが、「暗騒音等を考慮した」という表現がよくないので、「地域特性を考慮した計算値補正式」と書いていただきたいと思います。

したがって、これもいつも言っていますけれども、その下に式がありまして、右辺については、括弧の前を+にして、括弧の中を入れかえるという形でお願いしたいと思います。これは道路交通振動の方にも同じものがありますので、そちらもそのように記載していただければと思います。

次は、施設の稼働に伴う騒音の予測方法についてお尋ねします。272 ページです。このページの一番上の方は空気吸収ということで、ISO9613-1 を使って、きちっと計算されていますので、これは大変結構です。

3番目ですが、同ページの下の方は地表面の影響の項について記載されています。これも結構ですけれども、表の下の方に、各領域の地盤係数 ($G=0 \sim G=1$) があ

て、このGの値を幾つにとったかということがこの準備書に記載されていないように思います。記載を忘れているようであれば、記載をお願いしたいということです。

4番目です。例えば、276ページです。施設の稼働に伴う騒音の予測結果とその評価の結果がここに書いてあります。今はこれを例として挙げましたけれども、道路交通騒音の評価、建設工事騒音の評価、振動も同様です。書かれている内容は、「保全措置をこのようにします」、そして「予測結果は幾つになりました」、したがって「実行可能な範囲内で影響の低減が図られています」と、そういうストーリーになっています。

これを住民の方が読まれると、その数字に「一体どういう意味があるのか」、そして「どのように低減されているのか」、そういうことが全く分からない書き方になっています。そこで、お勧めは、環境基準の類型指定であるとか、騒音振動の規制の指定はこの地域についてはありませんが、住民が実際に生活されているという現状を考えると、ある程度「見なし」で保全目標を定めることができるはずですが、したがって、「見なし」でも結構ですから、法令に基づいた基準を幾つか設定していただいて、それとの比較をしてどうだということをお察していただきたい。

その上で、さらに、現状の環境騒音、環境振動、こういったものに対して、上昇分が幾らであったかということをお記述していただきたい。道路交通の方には書いてあるのですが、その後は書いてない。わざわざ読者が計算しなければいけないということです。それはちゃんと事業者がテーブルの中にまとめて書いていただいて、文章でも書いていただきたい。

そして、その2つの比較をした結果、実行可能な範囲なりで低減されているかどうかの記述をお願いしたいということです。

以上です。

○顧問　よろしくどうぞ。

○経産省　いつもご指摘があるということで、大変恐縮でございます。事業者に伝えて、即、計算し直してもらいます。また、評価結果につきましては、ごもっともなご意見だと思いますので、修正する方向で指示したいと思っています。

○経産省　事務局のエクスキューズになるのですが、今のご指摘いただいた計算式の補正式につきましては、火力の方でさんざん言われていましたので、このヒアリングのときに事業者に伝えつつもりなのですが、それがどうも伝わっていなかったようなので、非常に申しわけございません。毎回、定常騒音で0か1かというのも、申しわけありません。我々も引き締めて徹底させていただきたいと思っております。これについては早急に対応したいと思っております。ありがとうございました。

○顧問　どうもありがとうございます。

はい、どうぞ。

○顧問 3点ほど伺います。

1つ目は、知事意見のところで、付着藻類の調査をやられるということが書いてあったかと思いますが、その結果が、見つからないだけかもしれませんが、見当たらないので、それほど目ぼしいものは見つからないのかもしれませんが、どこかで結果を記載していただければと思います。

2つ目ですけれども、今、魚類対策として、放水予測は重要な魚類の遊泳速度を超えない範囲を確保するというので、重要な魚種として、サクラマス、ウナギ、モツゴが上がっていると思うのですが、例えばサクラマスとモツゴですと、遊泳速度でいろいろな考え方がありますが、どちらを使ったかというのと、サクラマスとモツゴと1けたぐらい違う速度が、サイズにもよりますけれども、出てくると思うので、実際の放流の流速予測はどのような分布を予測されてそういう対策として考えられたのか。そのあたりはご検討されていると思うので、数字を出していただくとありがたいと思います。

それから、200m程度ですが、減水区間があると。それが七ツ山川と耳川の合流点に当たっていると。七ツ山川の川は小さいと思うのですが、例えば、8.1. 3-66、398 ページを見ますと、サクラマスで個体が確認されているのが七ツ山川で非常に多いと。そうすると、七ツ山川の方にはかなり魚が移動しているのではないかとということで、減水になってきますと、合流部の河床がどんな形に変わっていくか。その辺のところの情報があると、従来と問題があるのかないのが分かってきますので、その辺の現状が分かれば、両方教えていただきたいと思います。

以上です。

○顧問 よろしくどうぞ。

○経産省 サクラマスは非常に大事なもので、直下にありますので、貴重なご意見をありがとうございました。早速データを調べ、あるかどうか確認させて、ご報告させていただきます。ありがとうございました。

○顧問 では。

○顧問 事後調査に関連するかしないかというところなのですが、いろいろな項目で環境影響の回避・低減に関する評価がありますね。例えば大気と言えば232ページにあるのですが、いろいろな措置を行う、低減措置を図るいろいろな記述をされていますね。それが結果としては環境保全に役に立つので、環境基準を下回っているということになって、実行可能な限りとなっていますが、モニタリングするものについては、例えばCODとかBODとか、あるいは、数値が出るものはいけれども、大気などは特にモニタリン

グするわけではないですね。

そうすると、こういった措置というものが適切になされているか、なされていないかということはどうやって確認するのかなど。これはこここの問題だけではなくて、「いろいろな措置をします」と書いてあるものをこの事後調査でやるのでなかったとしたらならば、それがやられているかどうかということのを何かの手段で確認する方法がなければいけないのではないか。

その1つの方法は、ISO14000-1という環境マネジメントシステムというのが実質的にありますから、こういうアセスメントにそのマネジングシステムを当てはめて、そしてチェックするというようなことであれば、それは必ずここに書かれたことをチェックすることになるので、低減措置とかいろいろな措置が行われるということが担保できるわけですね。

ですから、ここに書いてあることをどうやって担保するのかということのをどこかに書いていただく必要があるのではないかという気がしているのです。これはここだけの問題ではなくて、アセス全体の考え方ということで、ちょっと考えていただけないかなと思います。

○経産省 只今のご質問を確認させていただきたいのですけれども、例えば232ページで、中ほどに、「これらの措置を講じることにより…」と書いてございますが、例えば、工事車両を測るというのも1つの措置かなと思っておりますけれども、火力の方では、インターバルは非常に少ないのですが、ピーク時の前後をとらえて工事用車両を測るというのがあります。

このところは、簡単にできるとすれば、工事用車両を把握するというのは1つの代替手法といいますか、直接が一番好ましいのだと思うのですけれども、簡単にできるということからすれば、車両を測るということです。ただ、あいにく、このところでは環境監視計画に記載させていませんので、ちょっと心配だというところはあります。

ご指摘の趣旨は、直接、工事用車両による道路近傍の窒素酸化物や粉じんなどを測定するとよろしいのではないのでしょうかということでしょうか。

○顧問 例えば、粉じんなどの場合は測定しようがないですから、ちゃんと車にカバーをしているとか、タイヤもきちんと洗っているとか、そういうチェックになるわけですね。ですから、量的には評価できないわけですよ。そういったものをきちんとやっているか、やっていないかというのを、例えば1年間のうちのピークのところを1カ月のうちのどこかでやってみるとか、そういうものをやらないといけないはずだと思うのですが、それをやったかやらなかったかというのは分からないわけですね。

○経産省 分かりました。電力さんはもうISO14000シリーズをとるというのは常識

になっておりますので、ちょっと検討させていただきます。ただ、これを水平展開すべきかについては、事務局で引き続き検討させていただきたいと思っております。ありがとうございました。

○顧問　　お願いします。

○顧問　　よろしいですか。

○顧問　　はい。

○顧問　　ほかに。

○顧問　　川の水のアセスというのは私は全然知らないのですけれども、322 ページで、濁水の排水からの処理はSSが25mg/Lと。これは川の環境基準が25なので、これ以下でということだと思のですが、予測結果で、325 ページですけれども、現状の河川水が3が5になったということで、結果としては25より大分小さいからこれでいいのだという書きぶりになっていますが、海の工事ですと、バックグラウンド、プラス2で今はかなり環境監視をやっているんです。この辺はこんなに違うものかなというのが質問です。

○顧問　　川の場合ですと濁りは魚が逃げるかどうかで見ている場合が結構多いのですが、アユなどが一番懸念されている魚ですけれども、アユですと10以上です。5で逃げるといふ説もありますけれども、10以上がいいところで、現場の協定や規制としては15とか25を使っている場合が多いかと思えます。

○顧問　　分かりました。海がプラス2でやっていますので、非常に厳しいなとは感じているのですけれども。ありがとうございました。

○顧問　　ほかにございませんか。

それでは、私の方から。62 ページで、ささいなことですが、重要な地形、地質の記録は確認されなかったと書いてございますけれども、この「重要な」というのは、学術上貴重とか希少とかそういう意味でしたら、その旨、限定詞なりをつけていただきたい。さらに、できれば、記録があるかないかというのももちろんですが、例えば、景観形成上、重要な意味を持つようなものがみられるぞ、というような観点からもぜひ解析してほしい、というのが希望でございます。

それから、8.1. 5-5 ページ、水圧管路の可視領域が書いてございます。これで、例えば眺望点ということで、景観が美しく見えるというような観点だと思のですが、集落などでの場合ですと見たくなくても見えてしまうというようなケースもございます。可視領域で、集落と重なるような箇所に調査地点を設けていただきたい。8.1. 5-6 ページも同様です。

あと、建屋のデザインですが、これは主観にわたると言われればそれまでですが、自然の中に包み込まれるようなデザインが好ましいのではないかと思います。今、この「あら

まし」にある写真を拝見しているのですが、緑の樹林樹木の中で、そのテクスチャー・色彩がべったりの緑というのは如何なものかと思えます。しかも、屋根と橋げたが緑で、乱雑なイメージになります。デザインを再考していただけたらと思えます。

それから、緑化のところですが、いかにも人工的に緑化しましたという感じになっております。当初はこれでやむを得ないにしても、将来的には、周辺の樹林などと一体となって発電所全体が自然の中に包み込まれる、そういうデザインにしていいただければ結構かと存じます。よろしく願いいたします。

○経産省 大変ありがとうございました。よく他地点では、審議会などで議論して、または条例に基づくデザインの指針があって、それに基づきましたというところがありますので、「この地点はどうですか」と聞きましたら、それなりに専門の方に聞いているとかという情報を聞いております。私もちらっと聞いただけなので、また事業者の方から正確な情報を資料として提出させていただきたいと思っております。

○顧問 どうぞよろしくお願いいたします。

ほかにございましょうか。

そろそろ出尽くしたようでございますので、これで質疑を終了いたします。

○経産省 貴重なご意見を大変ありがとうございました。

私どももできる限りよりよい評価書で発電所が地元で親しまれるような形に持っていきたいと思っております。したがって、きょう、貴重なご意見を多数いただきましたけれども、今後、第2回水力部会まで時間がございしますので、さらには現地調査がございしますので、是非お気づきの点、または心配な点、または不明な点などがございましたら、環境保全に是非役立てたいと思っておりますので、メール等で事務局方にご連絡いただければありがたいと思っております。

本日いただきました多数のご意見につきましては、事業者にお聞きするとともに、当方でも審査をしまして、極力早目に補足説明資料をもちましてご報告させていただきたいと思っております。

それでは、定刻よりも早く、審査がスムーズに進み、ありがとうございました。

これをもちまして、環境審査顧問会水力部会を終了させていただきます。どうも大変ありがとうございました。